

山口市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的に企画、調整し、推進するために、山口市生涯学習推進本部（以下「本部」と言う。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の推奨及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長、部員を置く。

- 2 本部長は、市長の職にあるものをもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長の職にあるものをもって充てる。
- 4 部員は、経営会議構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長が職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置き、幹事は職員のうちから本部長が任命するものをもってこれに充てる。

- 2 幹事会の運営は別に定める。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため事務局を地域生活部協働推進課及び教育委員会事務局社会教育課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。